

沖縄クレサラ・貧困被害をなくす会規約

第1条（名称）

本会は、**沖縄クレサラ・貧困被害をなくす会**と称する。

第2条（目的）

本会は

- ①**クレジット・サラ金問題(以下クレサラ問題)及び貧困問題の予防と救済並びにこれらに関する諸制度の調査・研究**
- ②**①の課題に関する法規制の実現**
- ③**①の課題に関する情報交換並びに消費者市民教育を図ることを目的とする。**

第3条（運動方針）

本会は

- ①**クレサラ問題及び貧困問題の予防と救済並びにこれらに関する運動**
- ②**クレサラ問題及び貧困に関する勉強会、相談会、集会等の開催**
- ③**クレサラ問題及び貧困問題に関するパンフレット、報告書等の作成公表**
- ④**立法、行政機関等に対する必要な運動**
- ⑤**クレサラ問題及び貧困問題の解決に資する他団体との情報交換及び連携**
- ⑥**全国クレサラ・生活再建問題対策協議会、全国クレジット・サラ金被害者・生活再建問題連絡協議会に加入し、全国のクレサラ問題及び貧困問題の解決のため協力共同**
- ⑦**その他、本会の目的を達成するため必要な運動を行う。**

第4条（構成員）

①個人会員

被害者、研究者、弁護士、司法書士、その他目的に賛同する個人

②団体会員

本会の目的に賛同する諸団体

をもって構成する。但し、クレジット、金融業者関係者は除くものとする。

第5条（部会）

本会には**事務局会議**の決議により、適宜部会を設置することができる。

第6条（役員）

- ①本会は、代表幹事3名以内、幹事若干名、事務局長1名、事務局次長若干名、顧問を置く。

代表幹事は会を代表する。

第7条（選出と任期）

役員は総会で選出される。役員任期は1年とし、再選は妨げないものとする。

第8条（会計）

本会の会計は会員からの入会金、年会費並びに、本会の各種出版販売代金等の事業収益

をもって充てる。

入会金 3,000円

年会費 一般 5,000円 団体 15,000円 弁護士・司法書士 15,000円

第9条(総会)

- ①総会は本会の最高の意思決定機関で、代表幹事により召集される。
- ②役員を選出、予算・決算の承認、規約の変更及び本会の解散は総会の決議事項とする。
- ③総会の決議事項は、出席者の過半数により決定する。

第10条(幹事会)

- ①幹事会は代表幹事、幹事、事務局長、事務局次長で構成し、代表幹事が必要に応じて召集する。
- ②幹事会は総会に次ぐ意思決定機関で、総会へ提案すべき決議事項を決定し、総会で意思決定されていない事項について決定することができる。
- ③幹事会の決議事項は出席者の過半数により決定する。

第11条(事務局会議)

- ①事務局会議は、代表幹事、事務局長、事務局次長で構成し、事務局長が適宜召集する。
- ②事務局会議は、総会及び幹事会の意思決定に基づき、事務を執行する。
- ③事務局会議の決議事項は、出席者の過半数により決定する。以上

沖縄クレサラ・貧困被害をなくす会事務所

902-0065 那覇市壺屋2丁目5番7号

電話 098-836-4851

改正2005年12月9日 改正2009年12月11日

改正2012年12月14日 改正2014年12月5日